

令和 2 年度 第 2 回刈谷市国民健康保険運営協議会 会議録

<p>日 時</p>	<p>(書面会議で開催)</p>
<p>参 加 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者を代表する委員 青木健治委員、加藤由美子委員、都築楓委員、西尾實千恵委員 ・ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 丸上善久委員、鈴木一正委員、長澤恒保委員、中川義之委員 ・ 公益を代表する委員 外山鉦一委員、清水俊安委員、黒川智明委員、近藤澄男委員 ・ 被用者保険等保険者を代表する委員 西尾央委員、高西直樹委員
<p>討議内容</p> <p>書面会議での開催となったため、各委員から郵送により議題に対する回答及び意見をいただいた。</p> <p>議題（１）令和 3 年度刈谷市国民健康保険事業計画（案） 事務局から事業計画（案）資料を送付し、令和 3 年度目標及び取組内容について委員 1 4 名全員から同意を得た。</p> <p>議題（２）令和 3 年度刈谷市国民健康保険特別会計当初予算（案） 事務局から当初予算（案）を送付し、委員 1 4 名全員の同意を得た。</p> <p>各議題及び会議資料に対する質疑事項</p> <p>質問 1：特定保健指導の目標値について、令和元年度実績 1 1. 2 % に対し、令和 3 年度目標が 4 4 % とあり、かなりの増加率であるが、初回面接分割方式で改善するか。</p> <p>回 答：本目標は平成 3 0 年 3 月に策定した「第 3 期刈谷市国民健康保険 特定健康診査等実施計画」に基づくものです。目標値は、平成 3 0 年度 2 0 % から始まり、計画の最終年度である令和 5 年度に国の示す目標値である 6 0 % に設定されていることから、現状から目標値を設定した場合と異なり乖離が生じています。</p> <p>令和 2 年度から実施している初回面接分割方式については、令和 3 年 1 月までに 1 3 3 人中 3 9 人（特定保健指導終了者総数中の割合 3 9 %）が指</p>	

導を開始しており、実施率の向上には効果があると考えています。

質問 2 : 各医療機関で実施する特定健診受診後の指導について、状況を把握しているか。

回答 : 各医療機関の特定健診受診後の指導については把握していません。また、特定健診の結果が特定保健指導より厳しい基準値に該当した者で特定健診受診後 1 か月以内に受診行動がない者には、医療機関受診勧奨を送付しており、その対象者の受診行動を確認しています。

質問 3 : 特定保健指導受診後の支援効果の評価と継続のための方策があるか。

回答 : 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施していませんが、例年は特定保健指導参加者に対し、保健センターの 3 階にて行う運動指導員による運動教室や月に 1 回開催する管理栄養士による栄養相談会を継続利用するよう声を掛けています。

また、平成 30 年度の特定保健指導利用者 (90 人) のうち、平成 31 年度に特定保健指導の対象から外れた者は 24 人で、26.7% の者が特定保健指導により基準値より改善しています。

質問 4 : 後発医薬品に切り替えることで、実際にどれだけ医療費が減少するか。

回答 : 令和 2 年 6 月に後発医薬品差額通知を送付した被保険者の推計年間累計効果額は、保険者負担相当額 536,222 円、患者負担相当額 198,764 円、合計 734,986 円の医療費削減の見込みです。

質問 5 : 特定保健指導の実績が愛知県市町村国保平均を下回っているが、その為の取組の中の初回面接分割方式とはどのようなものか。

回答 : 特定保健指導は、「腹囲もしくは BMI」に加え、「血圧、血糖、脂質」の追加リスクを判定し対象者を選定します。従来の方法では、特定健診の結果の判定に時間がかかり、健診を受診した翌月に、改めて保健センターに来所してもらい、初回面接を実施する必要があります。そのため、健診受診時より健康意識が薄れてしまうこと、再度、来所のうえ初回面接を受けることの億劫さ等が特定保健指導の参加率低迷の要因の一つと考えられています。

初回面接分割方式は、健診受診当日に、すぐ結果の分かる「腹囲もしくは BMI、血圧が基準値以上であること」、「高血圧、糖尿病、脂質異常症の服薬がないこと」などの判断基準から判定を行い、特定保健指導の対象となった方にはその場で第 1 回初回面接を実施することから、健康意欲の増進や、実施率向

上に有効な方策と考えています。現在は、健診センターのある刈谷豊田総合病院と一里山・今井病院にて実施しています。

質問 6：小林化工の睡眠剤混入による薬害問題でジェネリック医薬品の信頼が揺らぎつつあるが、後発品の普及促進への影響はあるか。

回答：この事件は、福井県と厚生労働省がこの製薬メーカーに対し、医薬品製造販売業の業務停止命令及び業務改善命令を行った後発医薬品全体の信頼性を揺るがす重大事例とされています。しかし、医療保険財政の健全化にとって後発医薬品の使用促進は重要事項であることから、ジェネリック業界の健全な発展にこの事故の反省を活かしていく必要があると考えられています。

意見：事業計画において国の保険者努力支援制度の評価向上を意識した活動をお願いしたい（特に特定保健指導・ジェネリック・法定外繰入解消）。その活動に伴い市民の健康の保持増進と国からの交付金が増大するのが望ましい。

回答：保険者努力支援制度については評価向上を意識し、令和 2 年度から事業所健診結果のデータ提供依頼及び特定保健指導の初回面接分割方式を実施しています。

また、令和 2 年 8 月の被保険者証の一斉更新で「ジェネリック希望」の文字入り保険証ケースを発送しています。

なお、令和 2 年度保険者努力支援制度に「法定外繰入（決算補填目的分）の解消状況」が採点項目として追加されたことから、赤字削減・解消計画を策定し、計画に基づき平成 30 年度から令和 5 年度の 6 カ年で決算補填目的の法定外繰入を解消していく予定です。